

## 区市町村民税が非課税であることを証明する書類

0～2 歳児および 3 歳になってから最初の 3 月 31 日までの児童が無償化の対象となるためには、「保育を必要とする事由」を証明する書類に加えて、世帯の区市町村民税が非課税であることを証明する書類（平成 31 年度課税（非課税）証明書等）※を提出する必要があります。

※平成 31 年 1 月 1 日現在、練馬区に在住で非課税の申告を行った方は、提出を省略できます。

また、世帯の区市町村民税が課税である場合でも、「保育を必要とする事由」に該当し、以下の基準を満たす場合、非課税世帯と同等に扱う場合があります。

○非課税世帯と同等とみなし、申請ができる場合

対象世帯	提出書類
生活保護法による被保護世帯	生活保護受給証明書
里親世帯	措置決定通知書の写し
婚姻歴のないひとり親であって、地方税法第号に掲げる寡夫とみなすことができるときひとり親であって、地方第 292 条第 1 項第 11 号に掲げるまたは同項 12 号に掲げる寡夫とみなすことができるとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童扶養手当証書（通知書）の写し ※児童扶養手当を受給していない方は、戸籍謄本の写し</li><li>・寡婦（寡夫）控除みなし適用申立書 ※このほかに、必要書類の提出を求める場合があります。</li></ul>